公文番号
 号

 平成
 年
 月
 日

厚生労働大臣 殿

# 医療法人〇〇会設立認可申請副申書

標記について、医療法第68条の2第2項に基づき、下記のとおり副申します。

記

## 1. 総括的意見

(関係法令や関係通知に違反していないかどうか、資産や将来の経営基盤が確実かどうか、営利目的で医療法人を設立するものであるかどうか等を判断して、設立を認可すべきかどうかについての意見を記載すること。)

## 2. 定款又は寄附行為について

(定款例又は寄附行為例と相違する箇所の有無を記載し、相違する箇所があるときは、その条項及び内容並びにそれについての適否の意見を記載すること。)

## 3. 事業について

(法人の運営(しようと)する病院、診療所又は介護老人保健施設の内容(医療施設の設備、医療従事者数等)が基準に合致し、法令に基づく許認可を与える予定であるかどうか及び既に個人等が開設している病院等を引き継ぐ場合は、その開設許可を与えた年月日(介護老人保健施設については、老人保健担当部局の意見を聞くこと。)並びに事業計画、財源等が適当であるかどうかについて意見を記載すること。

また、附帯業務(医療法第42条各号)を行う場合に、その事業内容を列挙し、 各事業について、当該法人がそれを行うことが適当であるかどうか及び事業計画、 収支予算、財源等に問題がないかどうかについて意見を記載すること。 なお、当該法人の開設する医療施設(介護老人保健施設を含む。)のうち主たる 事務所がある都道府県以外の区域にある医療施設(介護老人保健施設を含む。)に ついては、当該都道府県知事の意見を聴取のうえ、事業についての意見を取りま とめられたいこと。)

## 4. 資産について

(当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しているかどうか、当該施設等の所有権又は使用権が当該医療法人に帰属するかどうか等について記載すること。

また、負債がある場合には、その償還計画に不安がないかどうかについて審査 を行い、それについて意見を記載すること。

なお、土地、建物等を賃借する医療法人にあっては、その賃貸借契約が長期間にわたるもので、かつ確実なものであるかどうか、また、賃借料については、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して適正であるかどうか等について審査を行い、それについて意見を記載すること。)

### 5. 役員について

(役員の欠格事項(医療法第46条の2第2項)に該当する役員がいないかどう か及び役員構成よりみて特定の営利法人によって経営が左右されるおそれがない かどうか等について意見を記載すること。)

#### 6. その他

(審査に当たって、参考になると考えられるその他の事項があれば、それについて記載すること。特に個人開設から医療法人を設立する場合には、医療監視等の過去の指導内容を記載すること。)